

相談室 Q&A

社会保険関係

Q

孫を健康保険の被扶養者にする際の留意点とは何か

ある社員から「家庭の事情で孫を扶養に入れたい」との相談がありました。詳細を聞くと、自身の子どもとそのパートナーが不慮の事故で亡くなり、孫を引き取ることになったとのこと。同居・別居のケースなど、手続き上の留意点があれば教えてください。

(東京都 H社)

A

同居・別居を問わず、孫を健康保険上の被扶養者とすることは可能。ただし、被保険者の収入により生計が維持されていることが条件となる

回答者 山本真佑 やまもと しんすけ 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 被扶養者について

健康保険被保険者（以下、被保険者）の収入によって生計を維持され、健康保険組合または協会けんぽに認定された一部の親族は「被扶養者」として、保険料を支払うことなく、私傷病・出産等の各種保険給付を受けることができます。なお、この健康保険法上の扶養は、所得税法上の扶養とは異なるため注意が必要です。それぞれの扶養の要件は、[図表]を参照ください。

2. 被扶養者の範囲について

被保険者の収入によって生計を維持されていれば、誰でも被扶養者になれるわけではありません。被扶養者として認定できる者は、以下の①②のいずれかになります。

- ①被保険者の直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、兄弟姉妹で、主として被保険者に生計を維持されている者
- ②被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次のいずれかに該当する者
 - ①被保険者の3親等以内の親族（①に該当する人を除く）

- ②被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子

- ③②の配偶者が亡くなった後における父母および子

上記のうち、①については必ずしも同居していることは求められませんが、②については同居し、家計を共にしていることが条件となります。

3. 生計維持の認定基準について

前述の被扶養者の範囲に該当していたとしても、被保険者によって生計を維持されていなければ、被扶養者として認定はされません。被保険者の収入により生計を維持されているかの認定基準は、その被扶養者が被保険者と同一世帯に属しているか否かで異なります。

[1] 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場

図表 健康保険法および所得税法における扶養要件の違い

	健康保険法	所得税法
年間収入額	被扶養者の年間合計収入額が130万円未満であって、かつ、 ・同居の場合、収入が被保険者の収入の2分の1未満 ・別居の場合、収入が被保険者からの援助（仕送り等）額未満	年間の合計所得金額が48万円以下（収入が給与のみの場合であれば103万円以下）
年間の考え方	扶養に入れようとする時点から起算して今後1年間の収入見込みで判断	その年の1月1日から12月31日までの実際の収入で判断
収入・所得の範囲	課税・非課税や給付目的等を問わず、継続して得られるすべてのものを指す（通勤手当、遺族年金、出産手当金、雇用保険の各種給付（基本手当・育児休業給付等）なども含まれる）	障害年金や遺族年金など、社会保障目的のものや一定以下の金額の通勤手当など、非課税のものは含まれない
被扶養者の範囲	①被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹（同居・別居は問わない） ②①を除く被保険者の3親等内の親族（同居のみ）となっており、続柄によっては同居が要件となる	生計を一にしている「配偶者以外の6親等内の血族と3親等内の姻族」とされており、「戸籍上の親族である」ことが必要だが、同居は必ずしも要件とはなっていない

合は被扶養者となります。

なお、上記に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合は、被扶養者と認定される可能性があります。

[2] 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者からの援助（仕送り等）による収入額より少ない場合には、被扶養者となります。

4. ご質問のケースについて

ご質問のケースでは、急遽^{きゅうきょ}の事情により孫を引き取ることとなったようですが、孫については、前記2.①で記載したとおり、被扶養者の範囲の要件は満たしているため問題ありません。次に上記3.の生計維持の収入要件を満たす必要がありますが、ご質問のケースにおいては孫自身に収入があるか否かは不明です。

仮に収入があると仮定し、同居している場合は孫の収入が原則、年間130万円未満であり、かつ、

被保険者の年間収入の2分の1未満であれば要件を満たすこととなります。一方、同居していない場合は、孫の収入が原則、年間130万円未満であり、かつ、当該収入額が被保険者からの経済的援助より少ない場合は要件を満たすこととなります。ただし、これまで記載した被扶養者として認定される収入要件やそれを証明する証跡の提出方法等は、所属している健康保険組合または協会けんぽにより異なる場合があるため、一度所属の健康保険組合または協会けんぽに確認されることをお勧めします。

なお、実務上トラブルとなるケースで多いのが、生計維持要件を満たせず被扶養者として認定されなかったという場合です。多くの健康保険組合や協会けんぽで、収入とは給与収入だけではなく、課税・非課税を問わず継続して得られるものはすべて収入として判断されます。したがって、雇用保険の失業給付（基本手当）や障害年金等はもちろん、元親族からの養育費等を得ている場合もすべて収入として判断される可能性があるため、これらを含めて原則年間130万円未満であることが求められます。ちなみに年間収入とは、今後1年間の見込みの収入であるため、例えば今後1年以内に退職する予定である場合や、1年未満の有期労働契約で更新予定がない場合であっても、「その時点での契約等による収入を1年間得た場合の金額」で収入を判断されることにも注意する必要があります。